

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成25年6月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人新発田市手をつなぐ育成会
- 3 代表者の氏名
籠島 由美子
- 4 主たる事務所の所在地
新発田市五十公野 4970 番地2 老人福祉センター金蘭荘内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害がある本人とその家族が、生まれたこの町で心地よく暮らし続けるために必要な支援に関する事業を行い、障害福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) 街づくりの推進を図る活動
 - (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (5) 環境保全を図る活動
 - (6) 災害救援活動
 - (7) 地域安全活動
 - (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (9) 国際協力の活動
 - (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
 - (11) 子供の健全育成を図る活動
 - (12) 団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

7 定款の変更内容

変 更 後	変 更 前
(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑬ (略) ⑭ <u>放課後等デイサービス事業</u> ⑮ <u>地域活動支援センター事業</u> ⑯ <u>福祉有償運送事業</u> ⑰ <u>生活介護事業</u> ⑱ <u>行動援護事業</u>	(事業) 第5条 (略) (1) (略) ①～⑬ (略)